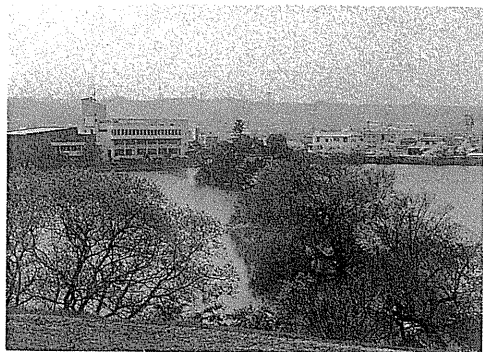
◇
ため池

第四章 自然災害

香川県は全国的にみて自然災害の少ない県とみなされている。そのことを裏づけるように、讃岐平野の全域に条里遺構が分布し、千数百年昔の地割を現在に伝えている。これは古来から大規模な河川の氾濫などの災害のなかったことを物語るものである。しかし、水不足による干ばつ災害の視点からすると、香川県は常習的な災害県であったといえる。これは香川の自然条件が瀬戸内海に面していて、おだやかな気候に恵まれている反面、利水の面で厳しい事情があったためである。

香川県が古来から水不足に苦しんできた自然的な要因として、次のことが考えられる。その第一は、香川県が瀬戸内寡雨圏に属し、年間降水量は海岸線で一一〇〇ミリ、内陸部で一二〇〇ミリしかなく、全国平均降水量一七八ミリの六四パーセントにすぎないこと。第二には平野面積に対して山が浅くしかも地形が急峻であることの二点である。香川県の地形は半月形をしており、中央の最も山の深いところでも、その奥行は一五キロくらいしかなく、両サイドの県境近くでは僅か数キロしかない。このように山岳部は奥行が浅いうえに急峻で平地に移ってからも平野部の地形勾配は、海岸線に向かっておよそ二〇〇分の一の勾配で下っていて、急傾斜地帯に属している。このため河川の洪水は一時に流出し、そのあとに表流水もみえなくなり、安定的な河川利水ができない状況にある。このことから「讃岐には河原はあっても河はない」とよくいわれ、河川利水はごく一部に限られて、ため池の異常な発達をもたらしている。



◇ 池満池

第一節 藩政時代までの自然災害

一 干ばつ

讃岐国における古代からの災害の発生状況を伝える史料として、「讃岐国大日記」「高松藩記」「讃州府志」等がある。このほか気象台などが中心になって編集刊行された「讃岐災異年表」「四国災異史料」「香川県災害史」などがある。また、これらの史料を収集整理してまとめたものとして、昭和四十二年に香川県防災気象連絡会が発行した「香川県気象史料」(日下部正雄編)がある。

これらの資料をもとに、藩政時代末までの干ばつ災害を抽出整理したが、別表の「干ばつ災害年表」である。これによると記録に表れている干ばつは、一一〇件である。この記録は藩政時代までのものが非常に少なく、これをもとに藩政時代以前の干ばつ発生頻度を論ずることはできない。しかし、藩政時代に入ってからのものはかなり記録が多く、特に「讃岐国大日記」にかなり詳細に記述されているので、その発生頻度は確度の高いものと思われる。

この災害年表でみると、一六〇〇年代以降慶応二年(一八六六)までの二六七年間に発生した干ばつは七四回を数え、三・六年に一度の発生頻度である。更にこれを年代別にみると、二六〇〇年代は八・三年に一度の発生度であって、干ばつ発生頻度が低いのに、一七〇〇年代に入ると、二年に一度の割合と発生頻度が異常に高くなっている。そして一八〇〇年代になると五・一年に一回へと低くなっている。

一七〇〇年代の異常な干ばつの発生は、新田開発に伴う耕地の拡張もその一因と考えられる。また一八〇〇年代に入って干ばつ発生頻度が低くなったのは、一七〇〇年代の干ば

つが原因として、ため池の築造によって干ばつの防止を図ろうとしたためと考えられる。それは「第二編第四章第二節「開拓と水利」」で詳述するが、「翁嫗夜話」と「池泉合符録」記載のため池数の比較によって、貞享三年(一六八六)から寛政九年(一七九七)の一一一年間に、高松藩では三六〇〇余のため池が、築造された勘定になっていることからうかがい知ることができる。

香川町に関する藩政時代の干ばつ記録としては、安原百々洲での雨乞いの記述がみられるが、讃岐国全土で発生した干ばつ災害と軌を一にして、頻発する干ばつとその対策のための池普請への使役へのかり出しなど、農民は苦勞をしたにちがいない。

二 風水害

次に風水害の災害についてであるが、さきの「香川県気象史料」によると、記録に現れている讃岐国での風水害は、一六〇〇年代以降藩政時代末までの間(二六七年間)に、暴風雨が一三四回、大雨三〇回、長雨一三回、地震二六回、大雪九回となっている。治水・利水の面で、土木的な整備が不十分であったこの時代にあつては、干天が五日も続く干ばつを憂い、ひとたび大雨に見舞われると、各所で溢水、湛水の被害が発生したに違いない。香川町内の地理的景観からみた風水害の痕跡としては、香東川の氾濫原が考えられる。

香東川は川東上の岩崎から大野地区にかけて、東岸側に帯状の大きい氾濫原を遺している。このことから香東川の東岸一帯では、昔から台風の襲来ごとに洪水におびえ、洪水一過のあとは、流失した耕地の復旧、河川堤防の改築、水利施設の修復等に、大きい経費と労力を要したと思われる。

年号	代	記	事	出典
寛文六年	一六六六	千ばつ		小豆郡誌
承応三年	一六五四	大干し穀登らず民今に至って午歳の大干と言ひなり		讃岐国大日記
正保二年	一六四五	自春至秋に雨なく、四〇六のため池を造る 古来の池九六六なり		同 右
寛永二〇年	一六四三	四月下旬より六月下旬に至りて降らず、諸国より冬に至り餓死巷に満つ 当国その十分の一に及ぶ		讃岐国大日記
寛永一五年	一六三三	州大干、秋大餓		讃岐国大日記
寛永九年	一六二七	この年十有司に命じて窮民をめぐみ救う、讃岐千(蜂須賀家記)		徳島県災異誌
寛永三年	一六二一	自四月至七月其間九十五日干ばつ		讃岐国大日記
永禄六年	一五六三	四月下旬、八月中旬大干ばつ		同 右
永禄二年	一五五九	五月十日、八月十九日干ばつ		同 右
弘治三年	一五五三	大干		同 右
文龜三年	一五〇三	大干ばつ、特に七月十七、十八日は山野屋裏の竹木炎熱のため割れる		同 右
文龜元年	一五〇一	大干ばつ人民多死		同 右
文明一八年	一四八六	干ばつ		同 右
文明一七年	一四八五	夏干ばつ		同 右
文明一三年	一四八一	大干ばつ		同 右
寛正元年	一四六〇	干ばつ、八月晦日大風あり五穀稔らず		同 右
長禄三年	一四五九	天下大干ばつ五穀稔らず		同 右
長禄元年	一四五七	諸国干ばつ五穀稔らず		同 右
永享六年	一四三四	大干ばつ		同 右
永享五年	一四三三	干ばつ自五月至十月		同 右
応永二七年	一四二〇	大干ばつ		同 右
応永一九年	一四一二	六月七月干ばつ		同 右

干ばつ災害年表(自七〇一〜至一八六〇)

年号	代	記	事	出典
大寶元年	七〇一	六月、讃岐等諸国干ばつ飢饉		四国災異史料
天平四年	七三二	夏大干ばつで五穀稔らず		讃岐国大日記
天平宝字六年	七六二	讃岐等九国干		四国災異史料
天平宝字七年	七六三	阿波、伊予、讃岐大干五穀稔らず		日本震災凶饉攷
天平宝字八年	七六四	山陽、南海二道諸国干疫		続日本紀略
弘仁八年	八二七	夏大干ばつ		讃岐国大日記
弘仁一〇年	八一九	是月自夏、不雨、諸国被害者衆、讃岐国干賑給之		日本紀略
仁壽二年	八五二	干ばつ八〇余日		平安遺文
仁和四年	八八八	大干す、菅原道真斎戒沐浴シテ雨ヲ城山ノ祠ニ祈リシガ、甘雨天ニ至リ民庶蘇生セリトイフ、四月以降、渉ノ旬少雨、吏民之困、苗種不田		万農池後碑文
寛和元年	九八五	大炎干		讃岐国大日記
永保二年	一〇八二	夏大干ばつ		同 右
久安六年	一一五〇	阿波、土佐、讃岐等十一国稔らず		徳島県災異誌
養和元年	一一八一	四五月大飢饉		讃岐国大日記
応安三年	一三七〇	六、八月雨降らず牛馬の悪疫流行		同 右
応安四年	一三七一	五月十四日、七月二十日雨なし		同 右
永徳元年	一三八一	三月下旬、八月下旬雨なし、天下糞疫		同 右
至徳三年	一三八六	百日干ばつ		同 右
明德元年	一三九〇	大干ばつ		同 右
応永三年	一三九六	七月二十二日、九月二日讃岐大干		同 右
応永一四年	一四〇七	五月十八日から七月十五日に至りて降らず大飢饉		同 右
応永一五年	一四〇八	四月十六日、八月十一日雨なし		同 右

延享四年	一七四七	夏干す	香川県史(旧)
寛延元年	一七四八	六、七月干	讃岐災異年表
寛延三年	一七五〇	七月八月干す	香川県史(旧)
宝暦四年	一七五四	大干	高松藩記
宝暦五年	一七五五	夏干す	香川県史(旧)
宝暦六年	一七五六	五、六、七月干ばつ	四国災異史料
宝暦七年	一七五七	五月ヨリ至七月雨ナシ	讃岐国大日記
宝暦八年	一七五八	干	同 右
宝暦九年	一七五九	干	同 右
宝暦一〇年	一七六〇	夏干	讃岐の池と水
宝暦一二年	一七六二	五月より六月に至る大干、大護寺に雨請	讃岐災異年表
明和三年	一七六六	六月より八月に至る大干	同 右
明和四年	一七六七	夏干す	香川県史(旧)
明和五年	一七六八	五月下旬まで雨降り続き其より七月二日まで干ばつ	三豊郡史
明和七年	一七七〇	六月より八月に至る大干	讃岐災異年表
明和八年	一七七一	四月より六月に至る大干	同 右
天明一年	一七七四	干	讃岐国大日記
天明五年	一七八五	夏干す	同 右
天明七年	一七八七	大干	同 右
天明八年	一七八八	夏干	同 右
寛政元年	一七八九	夏干	讃岐災異年表
寛政二年	一七九〇	夏干、穀登らず	讃岐国大日記
寛政三年	一七九一	夏雨無	同 右
寛政四年	一七九二	夏雨無	同 右
寛政五年	一七九三	夏雨無	同 右

寛文八年	一六六八	夏大干、香川郡安原百々潭に雨乞いをした 三日目に大雨が降った	讃岐国大日記
元禄三年	一六九〇	六月七月干	高松藩記
元禄一〇年	一六九七	夏干す	香川県史(旧)
元禄一一年	一六九八	干ばつ	高松藩記
元禄一二年	一六九九	夏六月大干雨を祈る	讃岐国大日記
元禄一三年	一七〇〇	夏干	高松市史年表
元禄一四年	一七〇一	七月干ばつ	讃岐国大日記
宝永三年	一七〇六	夏大干雨を祈る	同 右
宝永五年	一七〇八	六月より八月に至る大いに干す	香川県史(旧)
宝永七年	一七一〇	七月より八月大干、百々潭にて雨を祈る	讃岐国大日記
正徳二年	一七二二	干天七十余日	長尾町史
享保二年	一七二七	祈雨	讃岐国大日記
享保三年	一七二八	六七月之間大干雨を祈る	同 右
享保四年	一七二九	西讃六月七月干	讃岐の池と水
享保五年	一七三〇	干ばつ	讃岐国大日記
享保八年	一七三三	夏讃岐干ばつ	四国災異史料
享保九年	一七三四	閏四月より七月大干	高松藩記
享保一〇年	一七三五	六月より七月大干	同 右
享保一四年	一七三九	春から五月に至り干	同 右
享保一五年	一七三〇	六月四日大干祈雨	同 右
元文二年	一七三七	讃州高松御領分、当夏干ばつ上虫付旁御損毛一、高四方五千石	元文也説雑録
元文四年	一七三九	六月二日雨を祈る 八日大護寺に雨請祈願を命ず また百々潭にて雨を祈る 九日雨	讃岐国大日記
寛保元年	一七四一	七月二日雨請	同 右
延享三年	一七四六	干ばつ	四国災異史料

寛政六年	一七九四	夏雨無	同 右
寛政七年	一七九五	干	同 右
寛政八年	一七九六	夏雨無	同 右
寛政九年	一七九七	七月より閏七月に至る大干	讃岐災異年表
寛政一二年	一七九九	旧曆六月以降百日近くも干天が続き、中田井村庄屋雨乞祈禱ならびに牛飼角力奉納を丸龜藩に願ひ出る	一の谷池土地改良区資料
寛政一二年	一八〇〇	夏雨無	讃岐国大日記
文化元年	一八〇四	六月より翌月に至るまで干す	高松藩記
文化三年	一八〇六	自六月至七月雨無	讃岐国大日記
文化五年	一八〇八	是歳大干	讃州府志
文化六年	一八〇九	從四月至七月廿日雨なし	讃岐国大日記
文化一〇年	一八一三	讃岐干ばつ	四国災異史料
文化一一年	一八一四	五月から七月に至り大干	高松藩記
文化一四年	一八一七	五月から七月に至り大干	同 右
文政元年	一八一八	この年夏から秋に至り大干	讃岐災異年表
文政六年	一八二三	夏から秋にかけて大干ばつ、一二万七千余石収穫地の稲枯死 収納米四万七千余石減る	高松藩記
天保三年	一八三二	自六月十六日不雨至八月三日	讃岐国大日記
嘉永六年	一八五三	五月から八月に至り大干	讃岐災異年表
慶応二年	一八六六	讃岐干	四国災異史料

第二節 明治時代以降の自然災害

一 干ばつ

明治時代に入って近代的な国家体制が整い計画的に社会基盤が整備されるにつれて、自

然災害による被害もだんだんと抑制されていった。「香川県気象災害誌Ⅰ・Ⅱ」(香川県防
災気象連絡会一九六六・一九七六)及び前掲の「香川県気象史料」によっても、明治以降の気
象災害の発生状況を知ることができる。これによると、明治の初年から昭和五十年に至る
八二年間の気象災害は、干ばつ一四回、台風一〇一回、大雨二八回、強風九六回、大雪一
四回等となっていて、干ばつの発生頻度は約七年に一度の割合となり、藩政時代よりも少
なくなってきた。これらの災害の中から、被害が比較的大きいと思われるものを抽出
すると、次のとおりである。

明治九年

干ばつ。干天打続くこと数十日で、稲の収穫が皆無となった土地多く、
そのため地租の貸与を受けて、延納や年賦納となった者が多かった。

明治十七年

暴風雨。八月十五日暴風雨あり。倒壊した家屋すこぶる多く、浸水家屋
も相当あって、人畜の死傷もあった。

明治二十六年

干ばつ。六月二十三日より八月十五日まで雨なく、井水は涸れ、稲が枯
死して収穫皆無の田地ができた。干ばつの被害大。

明治二十九年

洪水。八月三十日に安原地区に二七〇㍉の雨が降り、香東川が増水氾濫
して、未曾有の水害をこうむった。

明治三十二年

暴風雨・低温・多雨。八月低温暴風雨、九月低温多雨、十月低温のため
稀有の凶作となる。

明治四十年

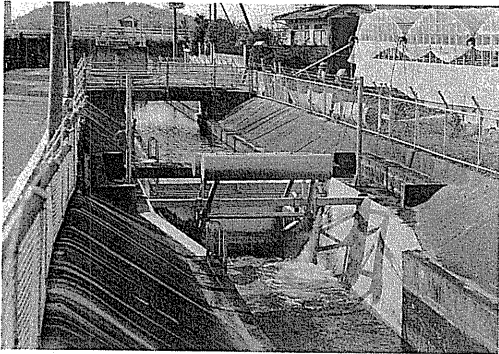
大雪。二月十日大雪、平野部で四七㍉、山間部で五四㍉の積雪があり、
農作物に被害を与えた。

大正元年

暴風雨。九月大型台風紀伊水道を北上、このため香川町でも岩崎橋が流
失したほか、浸水田も多く、稲が倒伏して被害甚大であった。

大正二年

干ばつ。七・八月雨量少なく高松・三豊の両平野で干害がひどかった。



◇ 香川用水幹線水路（大野地区付近）

昭和六年 大雪。二月九日積雪山間部で四七雫 平野部で二七雫 明治四十年以来二十四年めの大雫。

昭和九年 干ばつ・暴風雨。五月から七月十三日まで六十日間照り続き、再び天気固定して九月一日まで照ったため、農作物の被害甚だしい。加えて九月十二日室戸台風が襲来し、京阪神地方に大被害をもたらし、香川県にも倒伏家屋等があり、農作物は大打撃を受けた。

昭和十四年 干ばつ。前年の十一月から雨少なく、七月までの雨量は平年の五五^{パーセント}にすぎなかった。このため稲作は未曾有の被害をうけ、収穫皆無のところが多かった。

昭和二十一年 地震。十二月二十一日高知県中村市沖を震源とする南海地震により、香川県にも各所に被害が発生した。

昭和三十七年 干ばつ。七月・八月近年稀な高温少雨のため農作物に被害が大。

昭和三十八年 長雨。四月下旬から五月いっぱい梅雨時のような曇雨天となり、麦類・タバコ・スイカ等に大被害があった。

昭和四十五年 長雨。六月十日陰性の梅雨で連日雨が続き、湿潤・日照不足のため麦作に大被害があった。

昭和四十八年 干ばつ。七月三日以降八月十三日まで雨らしい雨降らず、農業用水はもとより上水道用水は枯渇し、高松砂漠と呼ばれる異常渇水のため、各所で被害発生。

昭和五十年 暴風雨。八月二十一日大型台風襲来し、香川県中東部山間部に三〇〇^{ミリ}から四〇〇^{ミリ}の降雨。このため香東川増水し岩崎橋直上流右岸で溢水、香東川護岸の被害甚大。

昭和五十一年 暴風雨。台風十七号の接近により九月八日から十三日にかけて、内場ダムで七〇^{ミリ}八^{ミリ}、内海町四方指で一四〇^{ミリ}を記録、県下で死者五〇名を伴う大被害を蒙る。

昭和六十二年 暴風雨。十月十六日夜半に来襲した台風一九号は、香川県東部に豪雨をもたらし、東讃を中心に甚大な被害をもたらす。

このうち、干ばつ災害で特筆されるのは明治二十六年、大正二年、昭和十四年、昭和四十八年である。なかでも農作物に最も被害が大きかったのは昭和十四年の干ばつである。この年は前年の十一月から雨が少なく、ため池は非かんがい期の降雨が少いために、田植前に満水できていないものが多く、加えて七月・八月の連続干天で、農作物は潰滅的な打撃を受けた。その悲惨なありさまは、今も古老の語り草になっている。

次いで、記憶に新しい干ばつは昭和四十八年の高松砂漠といわれた干ばつである。この時は上水道の枯渇が特に深刻であったもので、農業用水については、内場ダムの建設をはじめ、第二次世界大戦後の土地改良事業の実施によって、用水改良が進んでいたため、苦しい水事情ではあったが、水源をもたない樹園地や畑は別として、農作物被害は比較的軽かった。

こうした干ばつ被害も、県民待望の香川用水事業が漸く完成に近づき、五十年に香東川西岸まで配水が行われるようになり、五十三年からは全面通水されたことよって、干ばつは影をひそめるに至った。

香川用水の幹線水路は、大野地区の中央を東西に走っている。幹線水路の上流側（南側）の農地は、香川用水を直接取水することはできないが、内場池用水との転換を図ることによって、間接的ながらその恩恵をうけることができる。このことから、内場池土地改良区に所属する農地は、全て香川用水の受益地域とみなされている。この香川用水に

よって、それまでの潜在的な水不足は抜本的に解消され、以来、干ばつ災害をみることはなくなつた。

二 風水害

一方、風水害についてみると、昭和五十年、五十一年と連続して台風災害が発生しているが、とりわけ、五十一年の台風一七号災害は、激しい土石流によって、小豆島と津田町を中心に五〇名の死者を出し、「災害の少ない香川」のイメージは大きく塗り変えられた。その大災害から十一年目の六十二年に、台風シーズンが終わつたと思われていた十月十六日に、台風一九号が襲来し、香川町では日雨量二四〇^{mm}にも達した。これは確率計算の上では約三〇〇年に一回に相当する豪雨であつた。

この台風十九号による本町の被害は、河川・町道等公共土木施設並びに、ため池、農道、水路等農業用施設併せて一九四か所二億五、五五八万円に達した。この台風一九号による強い雨域は東讃から小豆島東部に及んでいるが、小豆島の災害は極めて小さいものであつた。これは五十一年の大災害とその後防災工事を、しっかり、行つていたことによるものである。まさに「備えあれば憂いなし」であつた。

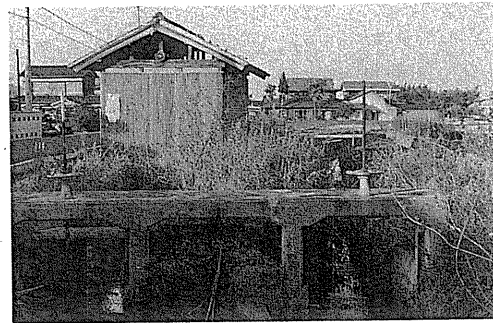
台風一九号災害は、五十一年の大災害から十一年目にやつてきた戦後二番目に大きい災害であつた。文字どおり「災害は忘れたころにやつてきた」わけである。しかし、この災害はため池の補強事業など防災事業をはじめ、各種の基盤整備事業の積極的な実施による不断の努力が、いかに大切であるかを教訓として残した災害であつた。「災害は忘れたころにやつてくる」ではなく、「災害は必ずやつてくる」ことを肝に銘じなければならぬ。

(六) 水利慣行と水利紛争

讃岐の水を語るとき、よく「水との闘い」という言葉が使われる。それは、水を求めての飽くことのない努力を意味している。一万六千余のため池の築造は、先人の「水との闘い」を現代に伝える尊い遺産である。また長い水利史のなかで、培われ定着した水利慣行も、「水との闘い」の証である。

厳しい水事情にさいなまれてきた讃岐では、他県に例をみない「水ブニ慣行」に象徴されるように、厳しい水利慣行が細分化された水系毎に定着していた。それらの水利慣行の中には、上流側に有利であったり、力の弱い者に不利であったり、不合理なものが見受けられることのために、水利慣行は、ややもすれば悪者扱いされがちである。しかし、かならずしもそうではない。

水利慣行は古代・中世には、主に国の管理のもとにおかれていた用水管理権が、村落共同体に委ねられるようになってから、限られた水をいかに合理的に利用するかを、知恵と自治意識を働かせて作った水利秩序の規範でもある。しかも、その慣行行事のなかには、水に対する感謝と敬虔な祈りすら組み込まれているものさえある。



◇ 香場（大野地区・白井）

農業用水の管理は、細分化された水利毎に「池守」「水配」「水引き」などと呼ばれる配水責任者の統制のもとに、末端農家の大変な努力によって、無駄のないように緻密に行われている。香川町内でも数多くの水利慣行が継承されてきているが、こうした水利慣行も第二次世界大戦後の土地改良事業による水源開発、とりわけ、香川町内では、内場ダムの建設や香川用水の完成によって水事情が一変し、消滅または是正が行われている。

このように水の利用管理は水源供給力が強化されると、慣行是正の名のもとに、その管理労力を節減する方向へ働く、時代の趨勢として止むを得ないものではあるが、ややもすれば水管理の粗放化との批判を受けかねない。

一方、水利紛争についても水事情が緩和されることによってその発生が影をひそめ、とすれば先人の水との苦闘の歴史を忘れがちである。その意味で香川町内に存在した水利慣行や水利紛争の事例を記録にとどめ、次の世代に継承し、先人の苦悩を偲ぶことは、水への感謝の気持ちとその有効利用を図っていくうえで、意義あるものと考えられる。

そこで以下現在すでに形骸化しているものではあるが、香川町内で存在した主な水利慣行と、藩政時代から明治時代の中葉に至るまで争われた芦脇井堰に係わる水利紛争それに現在なお各地に継承されている雨乞い行事について記述する。

水ブニ慣行（香水） 大野録によると「寛文十二年夏大野南城にて「香水」というを定む」とある。香水とは田ごとの用水権の持分が香の長さで示されたものである。即ち香場において香が焚かれ「わらしべ」で目印をして、香の燃焼寸によって配水し、その合図は大鼓でしていたものである。この水ブニ慣行は香川県地方独特のもので、県下に広く分布し、香川町内では、大野地区では昭和三十年代はじめて存在した。

本来用水権は用水掛全部の土地所有者の総有的な権利である場合が普通であるが、水ブニ慣行は「水ブニ」即ち用水の持分が田地一枚ごとに定められていて、「何某の所有する何

番地の土地には水ブニが幾らついている」というように呼ばれ、ときにはこれが売買の対象にもなったと伝えられる。このような他県に例のない慣行の発生はやはり用水不足がその原因であり、香川町内で大野地区にのみこの慣行が存在したことは、大野地区内の水事情が特に厳しかったことを裏づけるものである。

三足半の慣行 竜満池の水は、竜満山の西側で左右に分水されていたが、その右と左の取水量には慣行があり、灌漑期に入ると、右側の取水分量は三足半に限定される。この三足半の計量には、左右取水者側から代表が現地に出て、立会人の立会のもとに計量を行うことになっているので、双方とも計量を有利にするため足の大きい人を連れてきて計量用としていたという農民の水に対する執念のにじみ出ているような慣行があった。

地主と配水 新池の水は四番ゆるまであって、四番ゆるは大体五時間くらいしか抜けない。昔は三番ゆるを抜くと、地主は配下の水親として新池へ立会し、小作人の水を少しでも多く獲得しようとしたようである。したがって地主対地主の力関係が大いに配水にも影響し、強力な権力をもつ地主の小作人は、配水についても優位性があつたようである。

念仏穴 夜の間水路から土管などで取水（盗水）を行い、水田の中へも土管などを埋めて各田圃へ配水する。これを「念仏穴」といった。これは、夜間に行くため地主が経費をもち、小作人を励ましながら造らせたもので、今なお地下から土管などを発見することがある。これは地主はもとより農民にとって水がいかに重大なものであるかを物語るもので、背に腹はかえられず盗水していたものであろうと思われる。そして、この水は農民にとっては、念仏が出る程ありがたく感じ、また一方では悪いこととは知りつつ念仏を唱えながら行ったところから「念仏穴」と称していたともいわれる。

東股地区優先の慣例 新池のゆる抜きは、通常の年で六月二十日に神官を迎えて行っていたが、最近では、早期収穫品種が多くなり六月十五日頃のようにである。ゆる抜き直後二昼夜

は、東股地区に優先的に配水されている。これは、東股地区の下流である高松市三谷町大の馬場地区は、新池（寛文年間築造）築造者の矢延平六、篠原某、大河原某らが住んでいたもので、その功績に対し優先的に配水されているといわれていたが、近年香川用水の完成により糠山池へ香川用水の水をポンプアップされるようになったので、大の馬場地区は、香川用水の水を取水するようになった。

子池の一慣行 新池を親池とする子池にはそれぞれ「池守」がおり、その池の管理や承水の交渉にあたる。それら承水のときにも、子池によって種々の慣行がみられるが、「朝掌の筋が見え出してから夕方掌の筋が見えなくなるまで」という奇妙な慣行もあった。

とびん水 昭和十四年の干ばつ（梅雨入りより干天続き、未曾有の大干ばつ……香川県ため池年表）には、九月七日、日出、日没前に学童により「とびん水」（土びんに水を入れて稲田へかける）を稲田に配するよう、県から各学校へ通達があり、香川町の各地でも、井戸水をとびんに入れて稲の根元に注いだ。この年の県下の枯渴田は二一、〇〇〇町歩に達した。

芦脇井堰の水利紛争 香東川に設置されている芦脇井堰に係わる水利紛争は藩政期にまで遡り、その詳細は「芦脇井関一件願留」（丸岡家文書）によって知ることができる。「香川県史」によると、もともと芦脇堰は川東上村にあって、同村の芦脇集落に掛る小規模の井関であったものが、寛文年間（一六六一―一六七三）に新池を築造した際に、その水源対策として規模の大きい井堰に改修したものである。水争いは寛政二年（一七九〇）に始まり、天保十四年（一八四三）に和解するまで五三年間に及んだ。

その内容は香東川を挟んで芦脇井堰掛の川東（川東上村・下村）と一の井堰掛の川西（岡・由佐・横井・池内の四か村）の対立で、川東の農民が芦脇堰を旧慣にない強固なものにしたことと、芦脇井堰の取入水路を深掘りして水を多く取り入れたために、一の井堰掛り水廻

りが悪くなったことによるものである。このことと一の井堰の川西の各村農民が反発し、庄屋へ訴え出たものである。

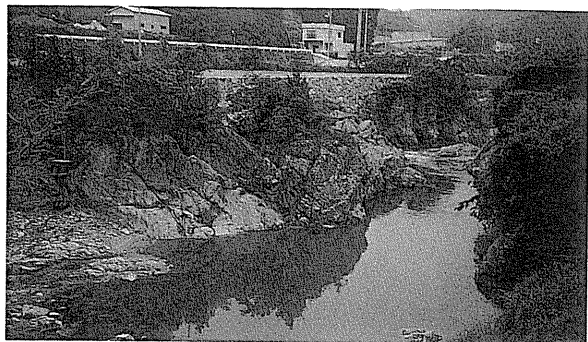
この水争いの解決策として、寛政十年（一七九八）に田渡池を嵩上げて貯水量を増やし、これを川東・川西が三七七の割合で配分することで一応の解決を図った経緯があるが、その後も争いは絶えず明治時代に入ってから、芦脇井堰取入水路の改修をめぐる訴訟が提起され、明治十九年五月に松山始審裁判所の判決が出たあと控訴され、同年十月に大阪控訴院で終審した経緯がある。この時の争点も藩政期の水争いと軌を一にするものであり、当時の深刻な水事情を浮き彫りにしている。

このほか、町内における水利紛争には、大野録によると

「天文（一五三三―一五五四）の頃ならん、井の原の瀧満氏の百姓と大野の南城の百姓と、川東・大野の境にて水喧嘩仕出し、双方打ちあふて終に死にけるとぞ。依て大野の者は川の神といはふて臼井の川辺に祠を立て、一は井の神といはふて川東に祠を立てけるぞ」とある。現在の大野臼井の「川の神」が前者、川東上の「川上神社」が後者とされている。

雨乞い 先人たちが挑んできた「水との闘い」のうち、ため池の築造・水利紛争は、積極的な闘いといえる。これに対し、「かなわぬ時の神だのみ」の諺にもあるように、古来から県下各地で行われてきた「雨乞い」は消極的な「水との闘い」ともいえる。

「水は天（神仏）から授かるもの」という思想は、昔の人にとっては信念であり、信仰でもあり、そこから各種の雨乞い行事が生まれてきた。天候のコントロール、それは不可能なこと、先人たちは窮余の策として雨乞いに挑んできた。そしてその形態も、氏神や竜王にお籠りして祈願する「お籠り」、山頂でかがり火をたく「千束だき」、降雨を祈って踊る「雨乞い踊り」、豊饒あらたかな神社や洸等から水をもらって、その水を神前や池へ入れて祈雨する「もらい水」、谷川にまつられている竜神に祈願する「川瀬待ち」などそれぞれ



◇ 百々洲

工夫をこらして多種にわたっている。科学万能時代の現代では考えられないといわれるかも知れないが、大自然のきびしさを体験してきた人々、ことに自然との深いかかわりのかたで生きてきた農民が、最後のよりどころとしたのが雨乞いであったのである。県下各地に伝えられている種々の雨乞い行事は、農民達の水を求めての悲痛なまでの闘いのあとを現代に語り伝えるものである。

県下の祈雨といえは、弘仁八年(八一八)空海が琴南町御門^{みかど}洲での祈雨をはじめ、仁和四年(八八八)夏の干ばつに、時の讃岐守菅原道真が「臣の御一命を召し、讃岐二十万国の人々を救い給え」と、五月六日から七日間、齋戒沐浴して城山の神に雨乞いをしたところ、二十五日から三日間しのつく大雨が降り、万物は生き返り、歓喜のあまり踊り狂った。その後承元年間(一一〇七―一一二一)讃岐へ流された法然上人によって、念仏を唱和させたのが綾南町の「滝宮念仏おどり」であるといわれているのは有名である。

藩政時代に入っても、寛永二十年(一六四三)の干ばつに高松市三谷の高僧徳巖が、初代藩主松平頼重の乞いによって雨乞い祈願をしたのはじめ、県下には数えきれないほど多くの雨乞いが行われ、その中には仲南町の綾子踊り、多度津町の南嶋念仏踊り、財田町の弥与苗踊り等今なお、年中行事として行われているものが少なくない。

さらに昭和時代に入っても雨乞いは継承され、昭和九年の干ばつには、八月二十八日県知事が祈雨の応急対策として、善通寺師団に二〇〇発の山砲による実弾発砲を要請し、これをうけて翌八月二十九日、善通寺師団の山砲隊が善通寺摺臼山から大麻山射撃場へ、山砲五門で三〇〇発の実弾射撃を行ったほか、八月三十日には「本日より三日間、各市町村において、かがり火をたき一斉に雨乞いをせよ」との示達を出している。また、昭和十四年の干ばつには、七月二十三日県知事が自から綾南町滝宮天満宮で雨乞い祈願を行い、八月三日には県から各市町村に対し「雨乞い祈願をせよ」との通牒をし、さらに九月七日に

は、知事が県下の学校へ「学童は、日出前、日没前にどびん水を稲田へかけよ」との通達を出している。往時の祈雨というものは官民一体であったことがうかがえる。

町内でもこれらに即応して、高塚山頂で火をたいて雨乞いをしたという古老の話があり、特に、往古から安原下鮎瀧の「百々洲^{びやくしゅう}」は祈雨所として有名である。全讃史によると、「寛文八年(一六六八)夏、旱魃。百々潭で雨乞いをしたところ三日で雨が降った」「宝永七年(一七二〇)夏、大旱魃。百々潭雨乞いをした。」とあり、さらに、「宝暦十年(一七六〇)この年、香東郡鮎瀧百々潭の上に始めて竜王の祠を建てた。」とある。

また、続々讃岐大日記にもあり、「元文四年(一七三九)夏六月二日、雩^{あまてい}すれども雨を得ず、そこで百々潭で雩^{あまてい}したところ、九日に雨が降った。」とある。さらに大野録にも、「寛文六年申六月大旱し、安原村百々洲をかえて雨を祈る。郡奉行笹原四兵衛殿みつから洲へ参られければ政所助右衛門、組頭和左衛門等を連れて百々洲にいたる。」とあり、百々洲が松平藩の時代に「雨請所」として指定され、しばしば雨乞いが行われていたことを物語っている。

(七) 香東川の治水工事

古記録に見える旧川筋と付替説 香東川の古くは「香渡川」「郷東川」などと書かれている。その由来について寛政二年香川郡東大野村の庄屋であった岡雅行の記録した「大野録」旧記によると、「香河郡の号のはじめは、貞観元年の冬、綾の松山なる青峯に香木あり、この異香東の河を渡りて侍りければ、此河を香渡川という。……(中略)右香渡川は、寛永のころまで大野の郷の西より二またにわかれて、一筋は一宮、坂田の郷を経て室山の東をめぐり、石清尾山の下を流れて、いとがはまの西に入けり。又一筋は弦打山の西に沿うて今のごとし。当邑の中州といえるは、則両河の間也、寛永中、自然の河瀬深くなりて、